

# 小川町空き店舗等活用事業補助金のご案内

## 令和2年4月より対象区域など一部制度を見直しました！

商店街のにぎわいの創出・活性化を目的に、空き店舗等を賃貸借して、小売業、飲食業又はサービス業などを営もうとする元気な事業者(個人含む)に、改修費と家賃の一部を補助いたします。

### 【対象事業】 ※日本標準産業分類の定めによる。

- 小売業
  - 飲食業(酒場、ビヤホール、バー、キャバレー、ナイトクラブを除く)
  - 持ち帰り・配達飲食サービス業
  - 特定創業支援事業を修了した方が行う商店街の集客やイメージアップに有用で、まちづくりに寄与する事業
- ※詳しくは、小川町商工会へご相談ください。



### 【対象地域】 ※対象区域を拡大しました。

別添の図面をご覧ください

### 【補助対象経費及び補助金額】 ※町の要綱に基づく工事で、事前に申請し、決定を受けた工事が対象です。

補助対象経費	補助率	補助限度額
店舗等改修費	2分の1以内	50万円(初回のみ)
店舗等賃借料	2分の1以内	2万5千円/月 (開店から12箇月間)



### 【補助対象の要件】

空き店舗等を賃借して出店する個人、法人等で、次の要件を満たすことが必要です。

- 週5日昼間の営業が可能で、事業を2年以上継続して行う見込みがあること
- 新規出店者と店舗所有者が2親等以内の親族でないこと
- 町税の滞納が無いこと など



### 【その他】

- 申し込みは先着順です。予算に達した時点で受付を終了します。  
※工事着手後の申請は受け付けられません。
- 改修工事の施工業者は町内に事務所を有する業者とします。
- 補助の決定に当たっては、事業サポート機関(小川町商工会)の審査を経て判定します。



改修工事後の補助申請は受け付けられません。補助金の活用を検討されている方はお気軽にお問い合わせください!!

## お問い合わせ

小川町役場 にぎわい創出課

☎0493-72-1221 内線231・232

小川町商工会

☎0493-72-0280